

松山中央公園多目的競技場売店使用業者の申請に係る事前調整実施要領

1. 業務内容

松山競輪本場及び場外車券発売時に施設内売店において、来場者の利便性を図るとともに、快適な施設環境を整えるため、飲食等の提供を行う。

また、競輪は年間約320日開催されるため、来場者だけでなく、松山中央公園内各施設利用者も気軽に利用できるフードコート形態の売店業務を行う。

2. 応募資格

応募業者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 市税の滞納がない者

(2) 次に掲げる事項に該当しない者

① 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

② 法人又は個人で、その役員等のうちに暴力団員のある者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）を利用している者

④ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑥ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

(3) 法人格を有している者

(4) 市内に本店・営業所又は店舗がある者

(5) 市内において1年以上引き続き飲食業を経営している者

(6) 過去3年間において、食品衛生法関係法令等による行政処分を受けたことがない者

また、これらの法令を遵守する管理体制を整備することができる者

(7) 「松山中央公園多目的競技場売店の使用に関する規則」第3条に該当しない者

(8) フードコート形態に対応できる者

(9) 幅広い年齢層に対応でき、多種多様なメニューの提供ができる者

3. 使用許可期間

許可期間は、令和4年8月1日～令和5年3月31日までとする。

ただし、翌年度以降は、使用許可上の違反がなく、良好な運営状況と認められる場合に限り、所定の手続きを経た上で、初年度を含めて最長5ヵ年を限度として、1年ごとの更新を認める。

4. 経費負担について

売店運営に必要な備品類、光熱水費、消耗品費及びゴミ処理費等は業者の負担とする。

ただし、電気、ガス及び水道代は、松山中央公園多目的競技場の契約単価に使用量を乗じた金額を松山市に納付するものとする。

5. 設置場所等について

(1) 設置場所 松山中央公園多目的競技場 西スタンド2階 フードコート (別紙1参照)

(2) 面積及び使用料 (松山中央公園多目的競技場条例第5条 別表3)

| 売店名 | 面積 (㎡) | 使用料 (月額) |
|--------|--------|----------|
| 売店1 | 26.10 | 25,080円 |
| 売店2 | 20.10 | 19,250円 |
| 売店3 | 18.70 | 17,930円 |
| 売店4 | 18.70 | 17,930円 |
| 売店5 | 23.20 | 22,330円 |
| 飲食スペース | 155.00 | 0円 |

6. 選定方法

公募型プロポーザル方式により、書類審査及びプレゼンテーションを実施した上で、業者を選定する。

7. 選定基準

- (1) 売店の設置趣旨について
- (2) 売店の適正な運営の確保について
- (3) 衛生管理体制について
- (4) その他、独自提案について

8. 選定方法及び選定業者数

提出された企画提案書等の内容を基に、選定委員会で書類審査とプレゼンテーションを実施し、各選定委員の評価合計点数の最も高い業者を選定する。ただし、各評価項目において、選定委員の評価点の平均が最低水準点に満たない場合は失格とする。なお、同点の場合は選定委員の多数決とする。

なお、選定する業者は1業者とする。

また、応募業者が1業者の場合は、各評価項目において、選定委員の評価点の平均が最低水準点を上回った場合は選定する。

9. 選考委員会

外部有識者を含む7名の委員で構成する。

10. 提出書類

- (1) 募集申込書【様式第1号】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
 - (2) 販売商品一覧表【様式第2号】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8部
 - (3) 企画提案書【様式第3号】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8部
- ※業者様式（カラー含む。）も可とするが、A4サイズで15枚までとする。
- (4) 完納証明書または納税証明書（直近分）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
 - (5) 登記簿謄本・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
 - (6) 直近2ヵ年度分の財務書類（貸借対照表、損益計算書等）・・・・・・・・・・ 8部
 - (7) 市内において1年以上引き続き飲食業を営んでいることを
証明するもの（任意様式）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

11. 提出期限等

(1) 提出期限

令和4年6月17日（金）15時必着

(2) 提出方法

持参又は郵送等（信書の郵送に適する方法）

※持参の場合は、9時から15時（土日、祝日を除く。）

(3) 提出先

〒790-0948

松山市市坪西町796-6 多目的競技場内

松山市産業経済部競輪事務所 担当：義農・玉井

12. 質問の受付期間、方法及び回答

(1) 受付期間

募集開始日から令和4年5月30日（月）15時まで

(2) 受付方法

①質問事項を記載した質問書（様式第4号）を電子メールで提出すること。

※電話、FAX及び来所による口頭等での受付はしない。

②メールのタイトルを「質問書（業者名）」とし、電子メールを送信したことを事務局に電話連絡すること。

③質問は、募集要領に関すること、企画提案書等の記入方法、提出書類等及び募集申込に必要なと判断されるものに限り受け付ける。

(3) 送信先

電子メールアドレス keirin@city.matsuyama.ehime.jp

(4) 回答

回答は、応募業者全員にメールで随時送信する。

13. 審査書類及びプレゼンテーション等の実施日程について

詳細については、提出期限後に通知する。

1 4. 選定結果通知方法等

選定結果が決定次第、応募業者全員に文書で通知する。

1 5. 失格事項

応募業者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 募集要領に違反した場合
- (3) 公正を欠いた行為があったと選定委員会が認定した場合
- (4) 正当な理由なく、プレゼンテーションに応じなかった場合
- (5) 選定通知の日から使用許可開始日までに、応募資格を満たさなくなった場合

1 6. その他

- (1) 提出書類に必要な経費は、応募業者の負担とする。
- (2) 提出書類等は返却しない。
- (3) 提出書類の差替え、修正及び追加等は認めない。ただし、選定委員から要請があったものについてはこの限りでない。
- (4) 提出書類等は、業者選定に伴う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (5) 提出書類等は、松山市情報公開条例に基づき、公開することがある。
- (6) この手続は、松山中央公園多目的競技場売店の使用に関する規則第7条の規定に基づく売店使用許可申請希望者に対する事前調整手続とする。この実施要領の記載内容とあわせて、「松山中央公園多目的競技場条例」、「松山中央公園多目的競技場条例施行規則」及び「松山中央公園多目的競技場売店の使用に関する規則」の規定内容を必ず確認すること。
- (7) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については、事務局が定める。

1 7. 参 考

(1) 年間競輪開催日数及び入場者

令和元年度実績 ※コロナ渦前

- ①本場開催日数 39日 (内、ナイター 33日)
- ②場外開催日数 (併売含む。) 320日 (内、ナイター 31日)
- ③入場者数 平日・・・約500～600人/日
土日・祝日・・・約1,000～1,200人/日

令和3年度実績 ※コロナ渦

- ①本場開催日数 59日 (内、ナイター 33日)
- ②場外開催日数 (併売含む。) 320日 (内、ナイター 31日)
- ③入場者数 平日・・・約400～500人/日
土日・祝日・・・約700～1,100人/日

(2) 開場時間

- ①通常 (日中) 開催 10:00～16:30
- ②ナイター開催 14:30～20:30

③通常・ナイター併売開催 10:00～20:30

※開催時間については、開催毎に前後することがある。

事務局

〒790-0948 松山市市坪西町796番地6

松山市産業経済部競輪事務所

担当 義農・玉井

TEL : 089-965-4322

Eメール : keirin@city.matsuyama.ehime.jp